

日本障害者スキー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://jps-ski.com/about/articles_of_incorporation

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	* JPS中長期計画（中長期計画第1版）を昨年作成し、管理本部内のWGで内容をバージョンアップしたものを2021年5月22日の理事会において審議・承認されました。 * 完成版をホームページに掲載して公表しました。	JPS中長期計画 2020年度第6回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	* 役員の人材採用については、競技に携わった者以外の外部からの採用を積極的に行っています。過去の職歴からガバナンス・コンプライアンスに知見を有した人材を役員に採用しております。現状では外部役員割合は70%程です。次の役員候補者を育てるため、委員会内の委員を補充しました。 * 組織運営に関する人材の採用及び育成についての計画は公表していません。	役員プロフィール 委員会担当者一覧
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	* 当連盟においては会計年度ごとの詳細な活動計画を策定しています。当連盟の会計年度は8月1日から7月31日であり、新年度の開始までに年間の活動計画に基づき年度予算を作成しています。 * 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に常任理事会や理事会等で把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行っています。2020年度より予算に対する実績の進捗状況を把握するシステムを導入し、予算の執行に関するモニタリングを実施しています。	ホームページ開示資料 （事業報告、財産目録、貸借対照表、活動計算書） 2022年度予算書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	* 外部理事の目標割合は設定していないが、既に70%は外部理事によって構成されています。 * 女性理事は現在26%の構成割合ですが、今後、1~3年の間に40%の目標を達成出来るように理事会で目標設定し役員で共有しています。 強化本部に携わる理事は元アスリートを中心に構成し、その他の連盟運営に関する役員は外部から招きバランスを取っています。	役員名簿 理事会と役員等候補選出委員会議事録 委員会一覧
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟は特定非営利活動法人のため、評議員での組織運営を行っていないため本審査項目は適用されません。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	* アスリート委員会（選手委員会）は設置済みです。 JPCのアスリート委員会の出席や連盟理事会への出席等の活動を行っています。 * アルペン・ノルディック・スノーボードの各チームから委員を選出していますので、広く選手達の意見を拾いあげる運営の仕組み作りを強化しています。 * 選手からの意見を組織運営に反映させるため、ウェア作成については毎年意見を求めてより良いウェア作成に貢献しています。選手達からの意見吸収した結果を理事会で報告しています。	事務分掌規程 委員会担当者一覧
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在、定款に定められた理事数（上限30名）に対して27名の理事で運営しています。連盟内に設置された委員会数から、現在の役員数は適正と判断しています。毎年4~6回の理事会を開催しています。委任状出席も含め有効な審議・議決を行っています。オンライン方式の理事会運営も導入して出席率の向上を図っています。	役員プロフィール 2021年度第1回~5回理事会議事録
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款第15条に役員就任時の年齢制限を設けています。（75歳未満）	定款
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	定款第15条に連続して5期10年を超えないように規定を設けています。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	定款
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員等候補選出委員会を設置して、役員を選考を行い理事会に上程する仕組みとしています。 委員会の構成員は、正会員3名と理事2名です。	役員等候補選出委員会規程 議事録 委員名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	行動規範・コンプライアンス規程を整備しています。	行動規範 コンプライアンス規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款(総会や理事会に関しては)や事務分掌規程で整備しています。就業規則や経理事務規程等の諸規程を整備しています。	定款 事務分掌規程 就業規則 経理事務規程 行動規範 法人カード規程 ユニホーム着用基準
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程として独立では整備していないが「12」で示した運営に関する規程にその内容は盛り込まれています。	同上(12と同じ)
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	役員への報酬は基本的に支払いしていません。謝金と旅費の支払いに関しては諸謝金・旅費規程を整備しています。職員向けには就業規則を整備しています。	諸謝金・旅費規程 就業規則
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	当連盟は、特定の不動産または有価証券等の財産の寄付を基金として運営している法人ではなく、特別な法人の財産は保有していないが、法人の財産管理については、経理事務規程及び財務規定によって適切に管理しています。 当連盟の財産を示す財産目録は毎会計年度ホームページにて開示しています。 また、連盟やチームに対する寄附金の受入は寄附金申込書にて受入を行っています。	ホームページ(財産目録) 寄附申込書 経理事務規程 財務規定
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政基盤強化のために、連盟としてはチームスポンサーシップについてマーケティングプログラムを策定しています。(現在ゴールドパートナー4社 各チームオフィシャルスポンサー16社、サポーター2社) また競技大会等へのスポンサードに関し大会ごとにスポンサーシップ規程を定めています。	2022セールスシート クロスカントリースキー大会のセールスシート
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	*毎年、5競技のチーム毎に作成した強化指定選手選考基準を理事会で承認し、選考基準の内容と選出した強化指定選手(A指定・B指定・C指定・次世代育成選手)の妥当性について審議した上で強化指定選手を認定し関係者に公表しています。 *強化指定選手の肖像権権利保護については強化指定選手規程にて整備しています。	令和4年度強化指定選手選考基準 2021年度第5回理事会議事録 強化指定選手規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在大会における審判員は、国際大会の場合にはIFが指定する審判員を、国内大会では主には開催するスキー場のスキークラブに依頼しています。基本的には選手とは関連性の無い審判員を確保して行っており、これまで問題は発生していません。 現状は、審判員の手配については委託したスキークラブに一任しており、その選定には一切関与していないので規程の整備は行っていません。(マテリアルチェックのみ当連盟で実施。審判ではなくルールの則っているかの判断のみをしている)	なし
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	*当連盟の理事で法務倫理委員長の弁護士に、事案があればすぐに相談できるように連絡ルートを作っています。 *理事会や常任理事会、各委員会が連盟の活動内容や問題点の共有を行い、調査の必要性については経験を有する役員が判断し、法的な解釈が必要な場合には、弁護士資格を有する役員が対応出来る体制になっています。	役員プロフィール
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	*法務・倫理委員会=コンプライアンス委員会を設置済みです。 *その職務は事務分掌規程で定めています。委員会としての活動は事案ごとに行っています。 *コンプライアンス委員会に女性委員を配置しています。 *コンプライアンス、ガバナンス強化のための方策や計画を中長期計画に盛り込みました。 *年間計画作成のための年1回の開催の他、選手委員会やダイバーシティ委員会からの活動報告のレビューのための委員会を開催しています。	事務分掌規程 委員会担当者一覧
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の委員長は弁護士です。必要に応じて委員長から、専門家の意見を求められるようにしています。	委員会担当者一覧
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度には連盟主催で役員も含め選手・スタッフ向けの研修会(ハラスメントを中心とした)を実施しました。 2021年度には、連盟主催で役員・選手・スタッフに対して合同でダイバーシティ研修を行いました。	研修資料 2022年度事業計画
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度には連盟主催で選手・スタッフ向けの研修会(ハラスメントを中心とした)を実施しました。 2021年度にはダイバーシティ研修を行いました。 その他に各競技チーム毎に合宿等の場で選手・スタッフに対して研修を行っています。これからも継続して競技チーム毎に実施します。	研修資料 配分用確認シート 合宿実施報告書
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当連盟では審判員を管理・教育する立場ではないので研修は行っていません。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	当連盟においては、大手弁護士事務所の弁護士を法務の専門家として理事に迎えて、コンプライアンス委員会をサポートしています。また、税理士を顧問に迎えて毎月の会計処理をレビューする体制を構築しています。さらに、財務委員長として大手会計事務所で長年CFOを務めた理事を配置しています。	役員プロフィール (中村勝彦理事・鈴木久三郎理事)
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【25】で説明した体制で適切な処理をおこなっています。監事が会計年度終了後に毎年、会計と業務についての監査を実施しています。監事には税理士資格を有する専門家を配置しています。また、JSC助成金事業については毎年JSCによる事業内容についての実態調査を受けています。	監査報告書 役員プロフィール スポーツ振興事業助成金事業の実態調査について(通知)
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当連盟においては、上記体制に加えて国庫補助金の適正な利用に関して詳しい事務局長および事務局員を配し、適正な使用のために求められている法令、ガイドライン等を遵守しています。費用の支払に際しては、支払内容の詳細を委員長(チーム・財務・総務・普及等)が確認して支払いを承認し、事務局長の2次承認を得てから支払い手続きを行うようにしています。担当者の判断だけでは手続きが出来ない体制です。また、財務規程を作成し適切な内部統制が計られるように金額基準に基づく経費の承認基準も設けて運用されています。	日本障害者スキー連盟組織図 支払申請書 財務規定
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	連盟のホームページに平成25年以降の財務諸表を掲載しています。また所管官庁の東京都には毎年財務諸表を提出し、東京都のホームページにも掲載されています。	連盟のホームページの該当箇所 東京都ホームページの該当箇所(東京都生活文化局)
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	強化指定選手選考基準は毎年理事会の承認を受けていつでも公表出来るようにしています。強化指定選手規程で基準策定のプロセスを規定しています。理事会で選ばれた強化指定選手はHPで公表しています。強化指定選手規程や強化指定選手選考基準は事務局に保管していつでも閲覧可能にしています。	ホームページ上の強化指定選手一覧 強化指定選手規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報の開示は行っていませんが事務局に文書を保管しています。求めがあればいつでも開示出来る状態になっています。	事務局にて保管、閲覧可能
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反については行動規範において定めていましたが、2021年10月に利益相反禁止運用規程を制定しました。契約に際して利益相反に該当するような案件については、理事会や常任理事会等で審議することとしています。相見積出来る事案については、基本2社から見積書を入手してから発注を行っています。	行動規範 利益相反禁止運用規程 相見積書
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反については行動規範にて定めています。より具体的に利益相反行為を禁止するために利益相反禁止運用規程を設けました。	行動規範 利益相反禁止運用規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度については、行動規範及びコンプライアンス規程に定めがあり法務倫理委員会に通報するように文書化しています。 2020年度に連盟内部にホットラインを設けました。 2021年10月に通報制度運用規程を設けました。	行動規範 コンプライアンス規程 代表選手及び強化指定選手行動規範 通報制度運用規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	法務倫理委員会において弁護士である委員長が事案に応じて、有識者を交えた相応の体制で通報制度を運用しています。	行動規範 コンプライアンス規程 通報制度運用規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	2021年10月に懲罰規程を策定して、禁止行為、処分対象者、処分の内容、手続き等について規定しました。懲罰規程はホームページに公開して周知を行います。	懲罰規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	法務倫理委員会の委員長は、弁護士法人の弁護士であり、処分審査を行う常任理事会の運営を監視し議事を承認する立場の理事であります。また、法務倫理委員会の構成員には外部有識者として税理士を配置し、中立性を維持しています。	懲罰規程 法務倫理委員会役員名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	選手等の不服申立規程で定めています。またこの規程はホームページに掲載しています。	選手等の不服申立規程 ホームページの該当箇所
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	選手等の不服申立規程に基づき、スポーツ仲裁機構の仲裁を利用し解決を図ることを定めています。今まで対象となった事案はありません。	選手等の不服申立規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	* 危機管理マニュアルに沿って、連盟内に危機管理体制を構築しています。 * 危機管理マニュアルを策定しています。 * 危機管理マニュアルには不祥事に関する一連の流れを含んでいます。 * 危機管理マニュアルには外部調査委員会の設置を含んでいます。	危機管理マニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に該当事案がないため、本審査項目は適用されません。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に該当事案がないため、本審査項目は適用されません。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当連盟には地方組織がないことから、本審査項目は適用されません。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当連盟には地方組織がないことから、本審査項目は適用されません。	